一般社団法人日本先天性心疾患インターベンション学会
学術集会運営規程

2025 年 7 月 1 日施行
2025 年 10 月 10 日一部改訂

（目的）

第 1 条　本規程は、一般社団法人日本先天性心疾患インターベンション学会（以下、本会とする。）の主催する学術集会（以下、集会とする。）の円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項を定める。

（開催）

第 2 条　本会は原則として年 1 回、学術集会を開催する。開催日、開催地および会長は理事会の推薦、幹事会の決定により定める。

（学術集会会長）

第 3 条　学術集会会長は、当該年度における集会の計画および運営を統括し、プログラム構成や予算執行等に責任を負うものとする。会長は理事会の決議により選任される。

（著作権の帰属）

第 4 条　学術集会にて発表された講演、抄録、資料等の著作権は本会に帰属する。二次利用には本会の許諾と演者の同意を必要とする。

（個人情報の取扱い）

第 5 条　発表資料には個人が特定され得る画像・診療情報等が含まれる可能性があるため、二次利用に際しては十分な匿名化および演者の同意を必要とする。

（企業共催セミナー）

第 6 条　ランチョンセミナー等の企業共催セミナーは学術活動の一環として行い、企業と集会事務局が協働して運営する。演者の選定や内容に関しては学術的中立性を保ち、会長の承認を必要とする。

（企業記録データの利用）

第 7 条　企業によるセミナー等の記録・映像データの利用は、演者の書面による同意を前提とし、社内利用を除いて企業判断による第三者への提供・公開は原則禁止とする。

（財務）

第 8 条　学術集会の収支は、参加費、企業協賛金、寄付、その他の収入によって賄い、決算は理事会の承認を経て総会に報告する。

（改廃）

第 9 条　本規程の改廃は理事会の議決をもって行う。